

山梨県教育委員会と警察との相互連携に関する協定書

山梨県教育委員会並びに山梨県警察本部は、児童生徒の問題行動が深刻化・多様化している現状を踏まえ、児童生徒の安全な生活と健全育成のための指導・支援並びに非行や犯罪被害等の未然防止・早期解決を図るため、相互の連携に関して別添「山梨県立学校・警察パートナーシップ制度要領」を内容とする協定を締結する。

(附則)

本協定は令和8年2月18日から効力を発生し、同時に平成16年3月25日に締結した学校と警察の連携による学校・警察連絡制度に関する協定「やまなし学校・警察パートナーシップ」は、廃止する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、署名押印の上、各1通をそれぞれ保有するものとする。

令和8年2月18日

山梨県教育委員会

教 育 長 荻野 智夫 (印)

山梨県警察本部

本 部 長 仲村 健二 (印)